

廃石綿等の埋立処分基準に関する検討委員会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案

※ 以下「現行令」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。

1. 改正の概要

- (1) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包することとする（現行令第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ル(1)関係）。
- (2) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。（現行令第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ル(3)関係）

2. 今後の予定

施行日：平成 23 年 4 月 1 日